

平成 24 年度綾川町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び綾川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年綾川町条例第 29 号）第 4 条の規定に基づき、平成 24 年度の綾川町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 25 年 10 月 1 日

綾川町長 藤井 賢

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、綾川町集中改革プラン及び綾川町行政改革大綱に基づき、平成 19 年から抑制を図ってきた。平成 24 年 9 月に状況の変化に対応するため綾川町定員適正化計画を策定し、引き続き定員適正化に取り組んでいます。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(単位：人、平成 24 年度)

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	出向	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	3	7		1	2		3
技能労務職							
その他	9	2			2	1	5
計	12	9		1	4	1	8

(2) 採用試験の実施状況

(平成 24 年度)

種類	区分	内容	職種等
競争試験		1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験 身体検査	一般行政職、土木、保健師 保育士、看護師、介護福祉士、 診療放射線技師、一般事務
選考		1 次選考 口述試験 適性検査 身体検査	医師

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数

(単位：人、平成24年度)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大学卒程度）	一般行政事務	136	3
		社会福祉士	3	1
	中級（短大卒程度）	一般行政事務	—	—
		保 育 士	44	2
		看 護 師	1	1
		技 師	14	4
初級（高校卒程度）	一般行政事務	—	—	
選 考		医 師	—	1
		技 師 幼稚園教諭 任期付職員 再任用職員	—	—

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

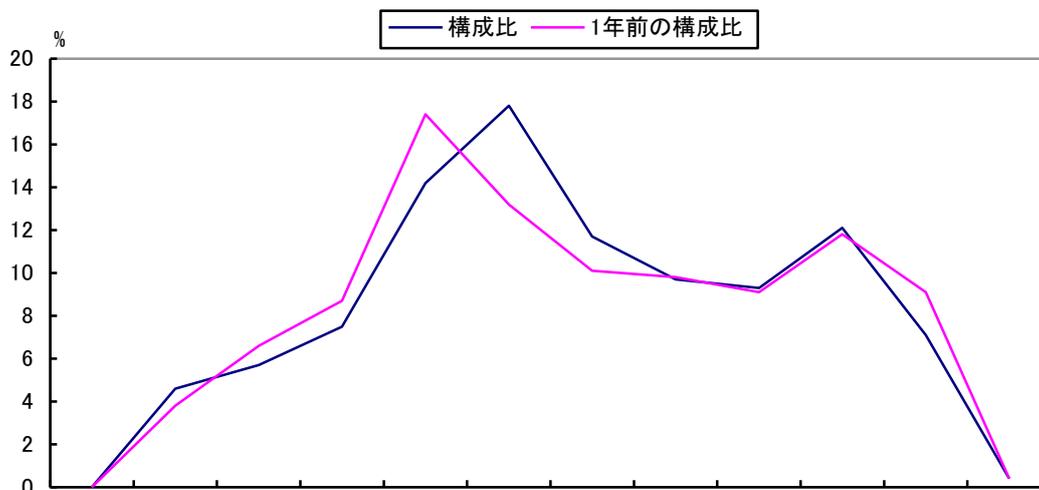
(単位：人、各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成23年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
	総務企画	24	23	1	業務充実
	税 務	8	7	1	業務充実
	民 生	60	61	▲1	欠員不補充
	衛 生	8	11	▲3	業務民間委託
	労働				
	農林水産	12	12		
	商工 土木	1 7	1 7		
	小 計	123 (—)	125 (—)	▲2 (—)	
特 別 行 政 部	教 育	19	21	▲2	退職不補充
	消 防				
	小 計	19 (—)	21 (—)	▲2 (—)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	83	83		
	水 道	8	8		
	下 水 道	5	6	▲1	退職不補充
	そ の 他	43	44	▲1	欠員不補充
	小 計	139 (—)	141 (—)	▲2 (—)	
合 計		281 (—)	287 (—)	▲6 (—)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）



20 歳未満	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳以上
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

区分	20 歳未満	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳以上	計
職員数	0 人	13 人	16 人	21 人	40 人	50 人	33 人	27 人	26 人	34 人	20 人	1 人	281 人

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

部門別	年度							過去 5 年間の増減数 (率)
	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年		
一般行政	153	140	136	131	125	123	▲30 (▲19.61%)	
教育	31	28	26	23	21	19	▲12 (▲38.71%)	
普通会計 計	184	168	162	154	146	142	▲42 (▲22.83%)	
公営企業会計 計	110	117	145	144	141	139	29 (26.36%)	
総合計	294	285	307	298	287	281	▲13 (▲4.42%)	

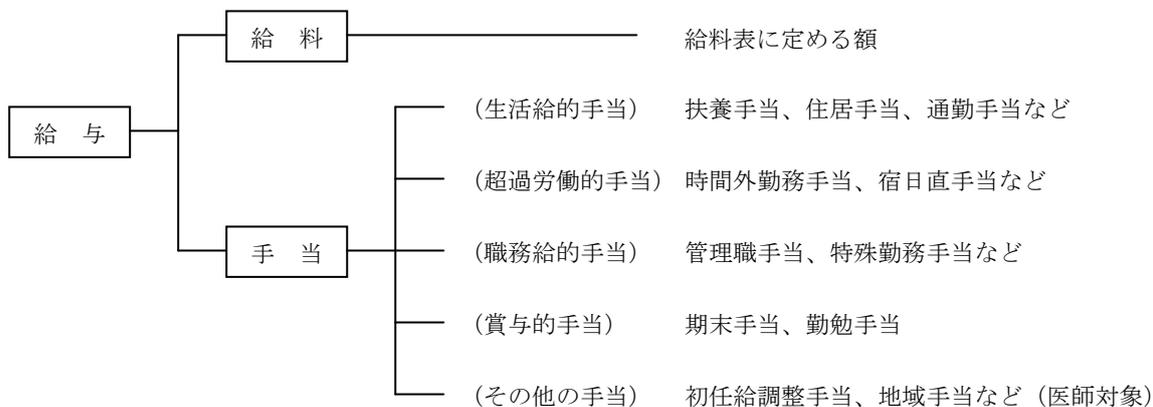
(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 平成 18 年 3 月 21 日綾上町及び綾南町が合併

II 職員の給与に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

◎ 綾川町職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度の 人件費率
平成 24年度	人 25,149	千円 8,576,531	千円 781,692	千円 1,356,662	% 15.8	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

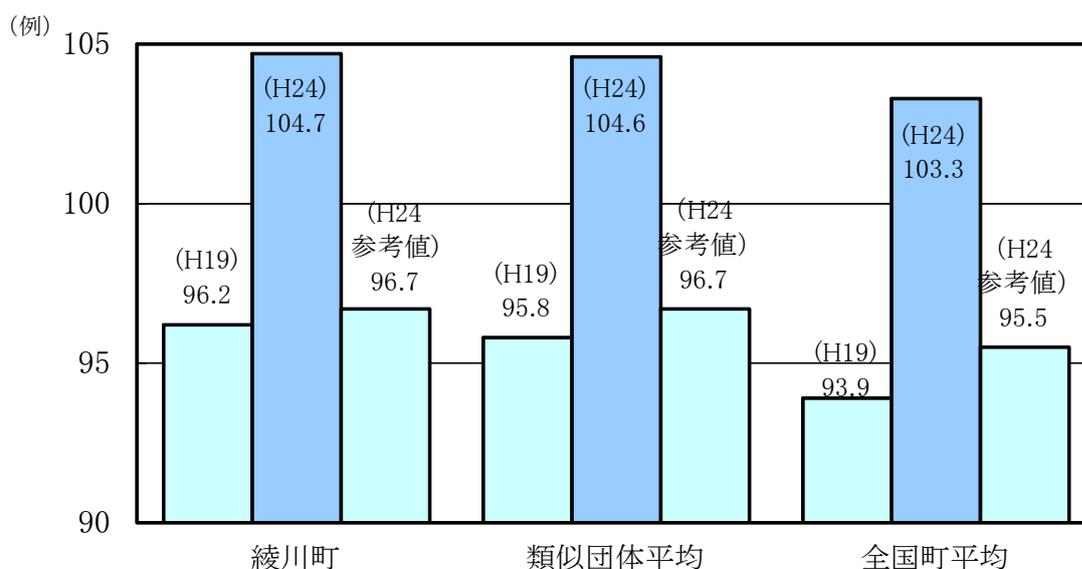
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 24年度	人 141	千円 530,254	千円 69,847	千円 189,365	千円 789,466	千円 5,599

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

町合併：平成18年3月21日 綾上町及び綾南町が合併。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況
なし

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
綾川町	44.7歳	333,000円	360,075円
香川県	44.5歳	343,294円	363,874円
国	42.8歳	304,944円 (329,917)	372,906円 (401,789)
類似団体	42.8歳	320,717円	352,117円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
綾川町	52.8歳	305,800円	305,800円
香川県	53.5歳	345,521円	356,326円
国	49.7歳	270,465円 (285,030)	307,506円 (323,181)
類似団体	49.4歳	387,711円	303,886円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額(国ベース)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含めたもので、国家公務員公表内容と同様のベースで計算したものである。
- 3 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		綾 川 町	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987円 (172,200)
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418円 (140,100)
技能労務職	短大卒	152,800円	—	—
	高校卒	140,100円	133,100円	—

- (注) 1 国欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

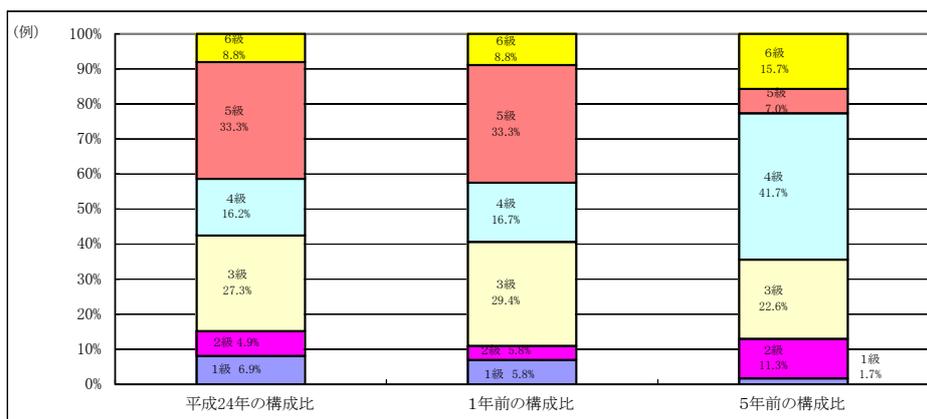
区分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	222,400円	265,700円	308,400円
		210,400円	262,000円	281,000円
技能労務職	高校卒	330,300円	—	—
		—	277,200円	262,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	8人	8.1%
2級	主任主事	7人	7.1%
3級	主査	27人	27.3%
4級	課長補佐・主査	16人	16.2%
5級	課長・課長補佐・主査	33人	33.3%
6級	参事・課長	8人	8.1%

- (注) 1 綾川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 各年4月1日現在

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成 24年度	職 員 数 A	人 279
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B/A	% 0
平成 23年度	職 員 数 A	人 287
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	人 0
	比 率 B/A	% 0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

綾 川 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,281千円	1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,596千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

綾 川 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例)		
1人当たり平均支給額	11,360千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成24年度決算見込み)	9,745 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成24年度決算見込み)	974,516 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医師の特例	15 %	10 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成24年度決算見込み)	43 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成24年度決算見込み)	21,700円		
手当の種類 (手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員徴収手当	税務職員	町税の徴収に関する事務に従事した場合	1回700円
衛生業務手当	一般行政職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、感染症病原体の付着の危険がある物件の処理作業若しくは感染症病原体を有する家畜若しくは感染症病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	1回1,000円
医療業務手当	医師	病院及び診療所に勤務する医師に対して	月額50,000円
往診手当	医師	往診の業務に従事した医師に対して	時間内 往診料の10% 時間外 往診料の50%
地域医療業務手当	診療所長 (医師)	診療所長に対して	月額50,000円
放射線取扱手当	放射線技師	病院及び診療所に勤務する放射線技師に対して	月額5,000円
夜間看護手当	看護師	正規の勤務の一部または全部が深夜 (午後10時～午前5時) に行われる場合	1回6,800円
待機手当	看護師	訪問看護ステーションに勤務し正規の勤務時間以外に利用者からの緊急連絡に対処するため、自宅等で待機の態勢を命ぜられた者	月額5,000円

現場作業手当	企業職員	水道施設の維持管理及び修繕等の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められた場合	月額7,000円
--------	------	---	----------

(注) 特殊勤務手当の支給実績等については普通会計決算ベースによる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算見込み）	17,300 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算見込み）	123 千円
支給実績（平成23年度決算）	22,538 千円
職員1人当たり平均支給年額（平23年度決算）	155 千円

(注) 時間外手当の支給額については普通会計決算ベースによる。

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

区分	摘要	綾川町	国
扶養手当	・配偶者	13,000 円	13,000 円
	・配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500 円	6,500 円
	・特定期間の加算	5,000 円	5,000 円
住居手当	・借家、借間居住者（最高支給限度額）	27,000 円	27,000 円
通勤手当	・交通機関利用者	運賃等相当額	運賃等相当額
	・交通用具使用者	使用距離区分に応じ、2,700円（片道5km～）から最高30,700円	使用距離区分に応じ、2,000円（片道5km～）から最高24,500円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員	職員の職責区分に応じ 参事 105,000円 会計管理者 57,100円 課長級 54,100円～ 45,600円 課長補佐級 34,200円～ 34,000円	職員の職責区分に応じ 128,900円～ 33,900円
宿日直手当	・一般行政職	4,200 円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額	期末手当支給率（24年度）	
給 料	町 長	809,000 円	6月期	1.45 月分
	副 町 長	590,000 円	12月期	1.45 月分
			合 計	2.9月分
報 酬	議 長	371,000 円	6月期	1.45 月分
	副 議 長	322,000 円	12月期	1.45 月分
	議 員	302,000 円	合 計	2.9 月分
退職 手当	町 長	（算定方式） 退職日における給料月額×勤 続期間月数(48月を越えるとき は48月)×支給割合(町長36.5 ・副町長22.0)		（支給時期） 退職した日から起算して1ヵ月 以内

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

1 勤務時間

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	綾川町
開 始 時 刻	午前 8 時 30 分
終 了 時 刻	午後 5 時 15 分
休 憩 時 間	60 分 (午後 12 時 00 分～午後 1 時 00 分)
休 息 時 間	なし
週 休 日	土曜日、日曜日
1 週 間 の 正規の勤務時間	38.75 時間

（注） 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

（参考）一般的な綾川町職員の勤務時間パターン

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務		休憩	勤務

2 その他の勤務条件

(1) 主な休暇

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 最長 90 日	有給	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人、鑑定人、参考人等で出頭のための休暇	国会、裁判所、途方公共団体議会に左記の立場で出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	ドナー休暇	骨髄移植提供のために検査・入院等を行うとき	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内	有給
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	
	子の看護のための休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、看護をする場合	一の年において 5 日以内 (子が 2 人以上の場合は 10 日以内)	有給
	要介護者介護のための休暇	要介護者の介護をする場合	一の年において 5 日以内 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日以内)	有給
	生理休暇	女性職員が生理日において著しく職務困難な場合	2 日を越えない範囲内	有給
	忌引き	職員の親族がなくなった場合	各親族に応じた日数 最長 7 日	有給
	夏期休暇	夏期における心身の維持及び健康増進のため	1 の年の 7 月から 9 月までの期間内に 3 日	有給
	部分休業	1 歳に満たない子を養育する職員	1 日 2 回 30 分以内で、保育に必要とされる時間	有給
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間	無給	

(2) 育児休業制度

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（地方公務員法第 29 条）。

1 分限処分の状況

(平成 24 年度)

内容	人数	事案の概要
該当なし		

(注) 休職処分者の場合は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成 24 年度)

内容	人数	事案の概要
減給	1	営利企業等への従事制限違反

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況

(平成 24 年度)

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	-
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	-
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	1

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第 40 条第 1 項）。

1 職員の研修

(平成 24 年度)

区分		研修先等	対象者	修了者数 (人)
職務研修	初任者研修	香川県自治研修所	新規採用職員	5
	初任者研修 (幼保)	香川県自治研修所	新規採用保育士	1
	3 年目研修	香川県自治研修所	採用 3 年目職員	2
	一般職員研修	香川県自治研修所	主任主事級職員	2
	係長級研修	香川県自治研修所	係長級 (監督者) 職員	5
			係長級 (主査昇給者) 職員	6
	課長補佐級研修	香川県自治研修所	課長補佐級職員	2
	課長級研修	香川県自治研修所	課長級職員	3
専門研修	コンプライアンス研修	香川県自治研修所	課長補佐級職員	1
能力開発研修	条例の読み方・作り方	香川県自治研修所	主査級職員	4
	心情察知力向上講座	人材育成センター	課長級職員	1
	ハーバード流交渉力	香川県自治研修所	主任主事級職員	1
	文章力向上講座	人材育成センター	主査級職員	2
	自治体会計 (財政分析) 講座	香川県自治研修所	主査級職員	2
国際文化アカデミー研修	自治体財政入門	全国市町村国際文化研修所	主査級職員	1
	自治体の自立的な財政運営	全国市町村国際文化研修所	主査級職員	1
自主研修	コンプライアンス研修 メンタルヘルス		全職員	30
			全職員	77

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

評定の目的	職員の指導及び育成の有効な指針・公平は人事行政による職員の能率発揮及び増進	
評定方法	勤務成績評定表による	
評定者	町長が任命	
対象職員	職種	全職種
	職務	全職務

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は一般財団法人香川県市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	職員健康診断等の実施、健康講座の開催、職場の分煙対策など
共済組合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付</p> <p>○保健給付＝療養給付、入院時食事療養費、家族療養費、高額療養費など</p> <p>○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など</p> <p>○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金</p> <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付</p> <p>○退職共済年金＝組合員期間が 1 カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（生年月日により、65 歳未満で受給できる特例あり）</p> <p>○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給</p> <p>○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給</p> <p>◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p> <p>○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など</p> <p>○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成</p> <p>○貯金事業＝普通貯金の受入れ</p> <p>○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など</p>
互助会	短期人間ドック等補助金、入学祝金、結婚祝金、など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

（単位：件、平成 24 年度）

公務災害	通勤災害	計
2	0	2

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます（同第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、綾川町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	24年度末 継続件数	24年度内 要求件数	24年度内 処理件数	24年度末 継続件数
給与				
旅費				
勤務時間				
休暇				
その他				
計	0	0	0	0

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	24年度末 継続件数	24年度内 申立件数	24年度内 処理件数	24年度末 継続件数
分限処分	降給			
	降任			
	休職			
	免職			
懲戒処分	戒告			
	減給			
	停職			
	免職			
その他				
計	0	0	0	0